

消費税法改正のお知らせ

令和元年5月
国税庁
(令和2年10月改訂)

平成31年4月に消費税法の一部が改正されました。消費税の仕入税額控除制度に関する主な改正内容は次のとおりです。

密輸品と知りながら行った課税仕入れに係る仕入税額控除の制限

課税仕入れに係る資産が納付すべき消費税を納付せずに保税地域から引き取られた課税貨物（いわゆる密輸品[※]）であり、当該課税仕入れを行う事業者がその課税仕入れを行う際に、買い取る資産が密輸品であることを知っていた場合には、当該課税仕入れに係る消費税額について仕入税額控除制度の適用を受けることができないこととされました。

※ ここでいう密輸品は、金又は白金の地金に限られず、密輸された全ての資産が対象となります。

【適用開始時期】平成31年4月1日以後に行う課税仕入れから適用されます。

金又は白金の地金の課税仕入れを行った場合の本人確認書類の保存

事業者が「金又は白金の地金」の課税仕入れを行った場合において、その課税仕入れの相手方（売却者）の本人確認書類（運転免許証の写しなど）を保存しない場合には、当該課税仕入れに係る消費税額について仕入税額控除制度の適用を受けることができないこととされました。

※ 災害により保存できなかったなど、やむを得ない事情がある場合を除きます。

【適用開始時期】令和元年10月1日以後に行う課税仕入れから適用されます。

○ 主な本人確認書類の例

課税仕入れの相手方の区分		本人確認書類	〔次の記載があるものに限り。 個人：氏名及び住所 法人：名称及び本店又は主たる事務所の所在地〕
個人	国内に住所を有する方	①運転免許証の写し ②住民票の写し（1年以内に作成されたもの） ※ 個人番号が記載されていないもの ③マイナンバーカード（個人番号カード）の写し（表面のみ） ※ 個人番号が記載された裏面の写しを保存することはできません。 ④旅券（パスポート）の写し ⑤在留カードの写し ⑥各種保険証の写し ※ 写しの被保険者等記号・番号等が記載された部分は、復元できない程度にマスキングする必要があります（令和2年10月1日以後）。	
	上記以外の方	上記②及び③以外のいずれかの書類	
法人	内国法人・外国法人	①登記事項証明書又は印鑑証明書の写し（1年以内に作成されたもの） ②官公署から発行された書類の写し（1年以内に作成されたもの）	
	人格のない社団等	定款、寄附行為、規則又は規約で、その代表者又は管理人の当該人格のない社団等のものである旨を証する事項の記載のあるものの写し	

※1 上記は、主な本人確認書類の例示です。詳しくは、国税庁HPの「消費税法改正のお知らせ（平成31年4月）（令和2年10月改訂）」のページをご覧ください。

2 課税仕入れが媒介、取次ぎ又は代理を行う者を介して行われる場合には、当該課税仕入れの相手方の本人確認書類に加え、当該媒介等をした者の本人確認書類の保存が必要となります。

本人確認書類を電磁的記録により保存する場合

仕入税額控除制度の適用を受けるために保存する本人確認書類について、電磁的記録により提供を受けて保存する場合には、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第8条第1項各号に掲げるいずれかの措置を行って、同項の要件に準じた方法により保存する必要があります[※]。

※ 詳しくは、国税庁HPの「消費税法改正のお知らせ（平成31年4月）（令和2年10月改訂）」のページをご覧ください。